

令和2年9月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	10	議席 番号	11	氏名	中 村 憲 一 議員	1 / 2
発 言 項 目				要 旨		答 弁 者
1	コア・エグゼクティブ（中核的執政）論とプーリング型総合調整から考える部門越境的行政課題の解決について			<p>行政課題は、社会の成熟とともに多様化、複合化、重層化しており、技術革新がさらにこれを促進し、従来の組織体制や思考では、新たな行政課題に十分対応しきれていない一面が見られる。</p> <p>現在の行政当局の部門編成は、供給側の論理によって構成されている。しかし、今日的な行政課題を解決するには、複数部門をまたぐ課題として需要側の論理で構成された上で、行政当局の種々の行政目的と行政手段を持つ部門間を調整、協力関係を構築し、目標を明示し、政策決定がなされなくてはならない。このことは、コロナ禍が加速させる行政のデジタル化において特に重要である。</p> <p>以上、今後の重点的な政策については、部門横断的な事案となることが想定され、行政各部門中心主義から脱し、従来の部門別では対応できない課題については、関係者間のネットワークにおける資源の交換という視点で、コア・エグゼクティブのチーム化を図り、また同時に、複数の部門が分散して保有する法的その他の資源を連結、統合し、部門間の連携を促すことにより行政の内部から力を集積するプーリング型総合調整を導入する必要があるという観点から、以下質問する。</p> <p>(1) 環境部と水道部に横断する課題について。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 共有する課題があるのか。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 課題の解決に向けた連携の実績はあるのか。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 下水汚泥の有効利用はどのように取り組むのか。</p> <p>(2) 産業振興部と環境部に横断する課題について。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 共有する課題があるのか。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 課題の解決に向けた連携の実績はあるのか。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく基本計画はどのように取り組むのか。</p> <p>(3) 保健福祉部と教育部に横断する課題について。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 共有する課題があるのか。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 課題の解決に向けた連携の実績はあるのか。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 令和元年11月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく子どもの貧困に関する調査研究等はどのように取り組むのか。</p> <p>(4) 行政のデジタルトランスフォーメーションについて。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 全部門に横断する課題だが、どのような体制で推進するのか。当市単独で取り組むのか。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 推進には高度な知識、技術を持つIT人材の確保が必要不可欠だが、どのように考えているのか。</p>		市長 副市長 関係部長

発言 順序	10	議席 番号	11	氏名	中 村 憲 一 議員	2 / 2
発 言 項 目				要 旨		答 弁 者
2	ポストコロナ、アフターコロナ、ウィズコロナ時代の敬老会、成人式の在り方について			<p>新型コロナウイルス感染症の猛威はとどまるところを知らず、第2波の拡大は抑制されたかに見えたが依然として収束は見通せず、今後は、第3波以降の感染拡大の襲来が危惧される。</p> <p>このような状況を踏まえ、多くの自治体では、感染弱者たる高齢者が一堂に会しての式典、飲食は感染リスクが高く、万が一感染者が発生した場合、クラスター化の懸念から、令和2年度の敬老会の開催は困難と判断し、中止の決定がなされており、当市においても式典等の開催自粛を要請している。</p> <p>同様に、成人式については、全国的に実施の判断に苦慮している中、当市では感染症の予防及び拡大防止対策を講じた上で開催する方向ではあるが、今後の状況によっては中止及び変更する可能性があるとの含みを持たせている。</p> <p>以上、昨今の状況を少子高齢化時代の敬老会を見直すチャンス、また平成30年6月13日に民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部改正の法律が成立し、当市も令和4年度より成人式の名称が「二十歳を祝う集い」に変更されることもあり、新時代の成人式の在り方を提示するチャレンジと捉え、以下質問する。</p> <p>(1) 敬老会実施事業について。</p> <p>① 平成27年度からの対象人数と事業費の推移と最新の今後の見通しはいかがか。</p> <p>② 敬老会実施交付金について。</p> <p>ア 令和2年度はどのように運用されたのか把握しているか。</p> <p>イ 1人当たり3,600円の算定根拠はいかがか。</p> <p>(2) 成人式事業について。</p> <p>① 令和3年成人式の実施の可否の判断時期はいつと考えているか。</p> <p>② 1人当たり2,104円の算定根拠はいかがか。</p> <p>(3) 今後の敬老会、成人式の在り方について。</p> <p>① コロナ禍による令和2年度敬老会の実質中止を受け、今後は喜寿、米寿等の節目での行事開催、祝金の支給に変更することを提案するがいかがか。</p> <p>② 令和3年成人式に限っては、コロナ禍を鑑み早々に会場開催を延期しオンライン成人式に振り替え、10年後に盛大な「三十歳を祝う会」の開催を約定し、今後は20歳と30歳を祝う会の二本立てとし、30歳での地元での再会を地域の活性化につなげることを提案するがいかがか。</p>		市長 関係部長